

平成 13 年 4 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 ACCESS
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画室長 室伏 伸哉
(TEL. 03-5259-3511)

新株引受権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

(商法第 280 条ノ 19 に規定する新株引受権の付与)

当社は、平成 13 年 4 月 9 日開催の取締役会において、従業員に対する新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプション制度を導入する理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気をよりいっそう高めること等を目的に、新株引受権方式のストックオプション制度を実施する。

2. スtockオプション制度の概要

(1) 新株引受権の付与対象者

別紙「対象者名簿」に記載の、本總會終結の時に在職する当社の従業員全員

(2) 新株引受権の行使によって発行する株式の種類

当社額面普通株式

ただし、当社が発行する額面普通株式を全て無額面普通株式に転換する場合は、無額面普通株式とする。

(3) 新株引受権の行使によって発行する株式の数

合計 500 株を上限とする。なお、個々の従業員に対する付与株式数は 1 株以上 10 株以下とし、その配分に関しては取締役会に一任するものとする。

なお、権利付与日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各対象者に付与される新株引受権の行使により発行される株式の数は次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点における未行使の新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行なわれるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1 株未満の株式は切り捨てる)

また、上記のほか、下記(4)に基づき新株の発行価額が調整される場合にも、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額となる

よう、付与株式数を適切に調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の株式は切り捨てるものとする。

(4) 新株式の発行価額（新株引受権の行使価額）

権利付与日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く）における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が権利付与日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、権利付与日の終値とし、券面額を下回る場合は券面額を発行価額とする。

なお、権利付与日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、権利付与日以降に、時価を下回る価額で新株を発行するとき（転換社債の転換及び新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、時価を下回る転換価額又は行使価額による転換社債又は新株引受権証券等の発行等についても、これに準じて調整するものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、権利付与日以降に、当社が他社と合併し、又は、株式交換、株式移転若しくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額を適切に調整するものとする。

(5) 権利行使期間

平成15年4月27日から平成23年4月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 権利行使の条件

新株の引受権を行使する者は当社所定の請求書を当社に提出し、かつ、行使した新株引受権にかかる新株の発行価額の全額を払い込まなければならない。

権利行使株数の制限

次の表に記載の期間につき権利行使できる株数は、それぞれ次の表のとおりとする。

また、権利行使から次の行使までは6か月間の期間をおかななければならない。

平成15年4月27日から 平成15年12月31日まで	被付与者が付与された株数の3分の1(1株未満の端数を切上げ)まで
平成16年1月1日から 平成16年12月31日まで	被付与者が付与された株数の3分の2(1株未満の端数を切上げ)まで
平成17年1月1日以降 権利行使期間の末日まで	残株数全株

権利喪失事由

1. 次の各場合には、被付与者は新株引受権を喪失する。

被付与者が自己の都合により当社の取締役又は従業員でなくなった場合
被付与者が、取締役会により合理的に定められる客観的指標に基づき期待された貢献をしていないものと取締役会が判断した場合

被付与者がその在籍する当社または当社関係会社の就業規則に定める懲戒の事由に該当する場合

被付与者が当社又は当社の関係会社の取締役の地位を解任された場合

被付与者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合

被付与者が当社又は当社の関係会社以外の会社の役職員に就任又は就職した場合（書面により当社の承諾を事前に得た場合を除く）

被付与者が放棄を申し出た場合

2. ただし、前項の第1号の場合、当社に対する過去の貢献に鑑み、取締役会がその存続を相当と認める場合には権利を喪失しないものとする。

権利付与日以後、当社が他社と株式交換又は株式移転を行う場合その他これらに準ずる事由が生じた場合には、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で新株引受権の権利行使期間その他の条件の調整、権利行使の制限又は未行使の新株引受権を失効させることができるものとする。

被付与者が死亡したときは、同人の相続人が新株引受権を相続するものとする（ただし、下記(7)記載の新株引受権付与契約書に定めるところに従う）。

被付与者は、新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。

被付与者は新株引受権の保有及び行使並びに行使により取得した当社株式の売却その他の処分について一切の租税公課を負担しなければならない。

(7) その他

上記(6)以外の権利行使についての条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約書」に定めるところによる。同契約書に定めのない事項は当社と被付与者が協議するものとし、合意が成立しないときは当社が決定する。

(注) 上記の内容については、平成13年4月26日開催予定の当社株主総会において、商法第280条ノ19による新株引受権の付与が承認可決されることを条件といたします。

以上